

第 5483 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 6月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 利益連動給与の改正

**Q**：利益連動給与の算定指標が改正になったとか、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

平成28年度の税制改正では、役員給与の損金不算入制度の見直しがあり、利益連動給与の算定指標に一定の利益関連指標が含まれることになりました。

利益連動給与とは、支給額の算定方法が利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なものであるなど一定の要件を満たした場合に、役員給与が損金に算入できるというものです。

これまで、指標は営業利益や経常利益、当期純利益など純粋な利益指標を基礎として算定しなければなりませんでした。改正により、次のような一定の利益関連指標も使えることとなりました。

- ・ EBITDA
- ・ 売上高営業利益率、売上高経常利益率
- ・ ROA(総資産利益率)
- ・ ROE(自己資本利益率)
- ・ 1株当たりの当期純利益
- ・ 上記の指標の数値が前事業年度の指標の数値や目標とする指標の数値の確定値を上回る数値
- ・ 上記指標の数値の確定値に対する比率
- ・ その他これらに準ずる指標

